

【行政情報】

● 建築基準整備促進事業の成果報告会を開催（5/14-15）：国交省

国土交通省は、令和7年度建築基準整備促進事業の成果報告会を5月14日、15日に開催する。建築基準法等に係る技術基準の整備・見直しに向けた全16事業の調査結果を報告するもので、「建設用3Dプリンターを用いた建築物に係る構造規定の検討」などを扱う。会場は東京都文京区の「すまい・るホール」で、今年度からWEB傍聴にも対応する。参加は事前申込制で、締切は5月11日17時。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「国土交通省 PPP パートナー」の募集を開始：国交省

国土交通省は4月17日、PPP/PFIの普及促進に向けた「国土交通省 PPP パートナー」の募集を開始した。募集するのは、データベース、セミナー、金融機関、個別相談の4分野のパートナーで、地方公共団体や民間企業向けに無償の情報提供や相談対応、セミナー開催などを行う。応募期間は5月15日17時まで。審査を経て認定されたパートナーの活動期間は令和8年6月1日から令和10年5月31日までとなる。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● サービス付き高齢者向け住宅整備事業の募集を開始：国交省

国土交通省は4月17日、令和8年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業の募集を開始した。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保を目的に、サ高住を整備する民間事業者等を支援する。新築・改修では整備費の3分の1を補助し、新築は1戸当たり最大150万円、改修は最大234万円を補助する。応募締切は12月11日で、事前の事業登録は9月10日まで受け付ける。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 地域価値共創モデル事業の募集を開始：国交省

国土交通省は4月15日、不動産業者を核とした「地域価値共創モデル事業」の募集を開始した。空き家・空き地等の利活用を通じ、不動産業者と地方公共団体、建設、観光、福祉、金融など多様な主体が連携して地域の新たな価値創出を目指す取組を支援する。連携体制の構築に要する費用の一部を補助し、得られた知見や成果を広く周知する。応募期間は5月29日17時まで。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集を開始：国交省

国土交通省は4月7日、「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集を開始した。共同住宅における子どもの転落事故や防犯対策への対応を目的に、分譲マンションや賃貸住宅を対象として、安全確保設備などの整備を支援する。補助対象は、転落防止手すり、補助錠、防犯性の高い窓・玄関ドア、キッズルームや集会室、遊具等の整備など。建設型・改修型の申請締切は令和9年2月26日。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 空き家対策モデル事業の募集を開始（5/20 締切）：国交省

国土交通省は4月20日、令和8年度空き家対策モデル事業の提案募集を開始した。民間事業者やNPO、地方公共団体等による先進的な空き家対策を支援するもので、相談対応の充実、新たなビジネスモデル構築、居住ニーズに対応した活用、AI・デジタル技術の活用など5テーマを設定した。事業スキーム構築や普及啓発などのソフト事業に加え、改修・除却工事等のハード事業も対象とする。応募締切は5月20日正午。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 住まい環境整備モデル事業の募集を開始：国交省

国土交通省は4月13日、「令和8年度 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業」の募集を開始した。高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる住環境の整備を目的に、ライフステージに応じた居住ニーズへ対応する先導的な取組を支援する。課題設定型や事業者提案型、子育て住宅型などを対象とし、民間事業者等を公募する。第1回締切は6月末、第2回締切は8月中旬を予定している。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● セーフティネット住宅・居住サポート住宅改修事業の募集を開始：国交省

国土交通省は4月13日、令和8年度「セーフティネット専用住宅改修事業」および「居住サポート住宅改修事業」の募集を開始した。空き家や民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者向け住宅や見守り等のサポートを提供する住宅へ改修する事業者を支援する。補助対象はバリアフリー化や耐震改修、防音工事、子育て世帯対応改修などで、補助率は3分の1、上限は1戸当たり62万円等とする。応募締切は12月11日。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● マンションの外部管理者方式ガイドラインを改訂：国交省

国土交通省は4月1日、「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」を改訂した。改正マンション管理適正化法の施行を踏まえ、マンション管理者による外部管理者方式（管理業者管理者方式）の適正な運営を確保することが目的。既存・新築マンションで同方式を導入する際の手続きや、利益相反取引に関する対応、通帳・印鑑等の保管体制などについて整理した。昨年12月に策定・改正した標準契約書や標準管理規約との整合も図っている。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 単身世帯も「40㎡超」の住宅へ、居住面積の指針を提示：国交省

政府が3/27に閣議決定した次期「住生活基本計画」では、今後供給・流通を促進する住宅の規模として、新たに「40㎡程度を上回る」水準が示された。これは、2050年に向けて増加する単身世帯が都市部で「ゆとりのある住生活」を営めるようにするとともに、2～3人世帯の居住にも対応可能な広さを考慮したもの。従来の単身世帯向け水準（25㎡以上）からの引き上げを意識した指針となっている。なお、既存住宅を活用するセーフティネット登録住宅などは、政策目的に応じてこの基準によらない柔軟な運用を認めるとしている。

[報道発表資料：国土交通省](#)